

独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程新旧対照表

改正後	現 行																
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="129 448 622 555"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td><u>908,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事</td> <td><u>798,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 監事</td> <td><u>746,000円</u></td> </tr> </table> <p>第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在)において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>第10条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第12条 非常勤役員手当の月額、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="271 1289 607 1321"> <tr> <td>監 事</td> <td><u>199,500円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第13条 ～ 第14条 (略)</p>	(1) 理事長	<u>908,000円</u>	(2) 理事	<u>798,000円</u>	(3) 監事	<u>746,000円</u>	監 事	<u>199,500円</u>	<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1167 448 1659 555"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td><u>911,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事</td> <td><u>800,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 監事</td> <td><u>748,000円</u></td> </tr> </table> <p>第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在)において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>第10条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第12条 非常勤役員手当の月額、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1301 1289 1637 1321"> <tr> <td>監 事</td> <td><u>200,000円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第13条 ～ 第14条 (略)</p>	(1) 理事長	<u>911,000円</u>	(2) 理事	<u>800,000円</u>	(3) 監事	<u>748,000円</u>	監 事	<u>200,000円</u>
(1) 理事長	<u>908,000円</u>																
(2) 理事	<u>798,000円</u>																
(3) 監事	<u>746,000円</u>																
監 事	<u>199,500円</u>																
(1) 理事長	<u>911,000円</u>																
(2) 理事	<u>800,000円</u>																
(3) 監事	<u>748,000円</u>																
監 事	<u>200,000円</u>																